

社会福祉法人 つどいの家
評議員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つどいの家（以下「法人」という。）の評議員及び役員（以下、「評議員等」という。）の報酬、通勤手当、旅費および費用弁償に関する事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、法人の定款により定められた理事長、常務理事、理事及び監事をいう。
- (2) 本規程でいう常勤とは、この法人を主たる勤務場所とし、職員の年次有給休暇に相当する日を含め所定週平均3日以上業務にあたることをいう。
- (3) 報酬とは、評議員等の職務執行の対価として支払う報酬費のことをいう。
- (4) 費用弁償とは、法人における評議員会、理事会に出席した場合における出席旅費並びにその他本会の業務執行のため出張した場合における旅費をいう。

(報酬)

第3条 評議員等に対し、勤務時間や勤務形態など実態に即して報酬を支給する。

- 2** 法人の運営管理のために常勤の理事長、常務理事及び理事に対し、報酬を支給する。非常勤の理事には、会議等の職務に従事した日数に応じて、報酬を支給するものとする。但し、法人職員を兼ねる場合は、別表1に定める法人職員を兼ねる場合の報酬の額を除きこれを支給しない。
- 3** 監事が監査、その他法人の運営に必要な専門業務を行うために法人に勤務した場合は、報酬を支給する。
- 4** 前3項の報酬の額は、この法人の施設長等管理的業務を担う職員の平均給料を上限とし、法人の経営状況その他の事情を考慮して、別表1に定めるとおりとする。
- 5** 評議員及び理事のうち、評議員会又は理事会の開催の都度出席する、非常勤の評議員及び理事に対しては、報酬を支給しない。
- 6** 法人の経営状態やその他特別な事由により、この規程の定めによることができないときは、評議員会の決議を得て法令に違反しない範囲において別段の定めをすることができる。但し、この際には公表しなければならない。

第3条の2 役員の報酬は、総事業費収入の1%を超えない範囲において支給する。

(報酬の支給)

第4条 報酬の支給方法及び支給日は、常勤職員の給与の支給方法及び支給日に準じる。但し、監事の報酬については現金による都度払いとする。

(費用弁償)

第5条 評議員等が評議員会、理事会又はその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

- 2** 費用弁償の額は、別表2に定めるとおりとする。

- 3 交通費については、評議員会、理事会に出席した場合における費用弁償を除き、評議員等の居住地から計算し、旅費規程に準じて、実費額を支給する。

(通勤手当)

第6条 法人の運営管理のために常勤した理事長、常務理事及び理事に対して、職員の給与規程に準じて通勤手当を支給する。但し、法人職員を兼ねる場合は、給与規程に基づいて支払われるものとし、この規程による通勤手当は適用しない。

(改廃の手続き)

第7条 この規程の改定については、評議員会の決議をもって行うこととする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
(役員費用弁償規程の廃止)
- 2 役員費用弁償規程は、平成26年3月31日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

区 分	報酬の額
理事長	所定週平均 5 日以上業務に従事する場合 月額 300,000 円 所定週平均 4 日以上業務に従事する場合 月額 240,000 円 所定週平均 3 日以上業務に従事する場合 月額 180,000 円 所定週平均従事日数は予算に定める。 法人職員を兼ねる場合 賃金規程に定める支給額とは別に 月額 5 万円
常務理事	月額 200,000 円
理 事（常勤）	月額 150,000 円
理 事（非常勤）	日額 5,550 円
監 事	・理事会・評議員会への出席：日額 11,000 円 ・上記の他、法人施設業務のための出勤：日額 11,000 円 ・内部監査への出席：日額 27,500 円

別表 2

区 分	費用弁償の額
理事会	1 日につき 3,000 円
評議員会	1 日につき 3,000 円
理事長の命により出席した会議	1 回につき 3,000 円
旅費	日 当 1 日につき 3,000 円 宿泊料 1 泊につき 14,000 円 交通費 実費相当額